

奈良市総合観光案内所多言語（英語）案内業務委託
一般競争入札実施要領

この要領は、公益社団法人奈良市観光協会（以下、「当協会」という。）が発注する「奈良市総合観光案内所多言語（英語）案内業務委託」について実施する一般競争入札に関し、別に定めるもののほか必要な事項を定めるものです。

1. 委託業務の概要

(1) 委託業務の名称

奈良市総合観光案内所多言語（英語）案内業務

(2) 業務の目的

奈良市の玄関口である奈良市総合観光案内所において日本語での案内に加え、英語での観光案内をフルタイムで行う。前記に加え、県内広域または全国レベルの観光案内を実現し、奈良を訪問されるすべての顧客に対して有用かつ快適な案内所を実現する。

また、日本政府観光局（J N T O）が認定する外国人観光案内所の最高位であるカテゴリー3観光案内所としての機能を確実に備え、より高い次元での観光案内を実現する。

(3) 業務内容 別紙仕様書に記載の通り

(4) 委託期間 令和5年6月1日（木） から 令和6年3月31日（日）まで

2. 入札参加申込み

(1) 申込用紙の配布

①配布期間

令和5年5月1日（月）から令和5年5月15日（月）正午まで

②配布場所

当協会のウェブサイトからダウンロードできます。

「事業者の方へ」〔URL〕<https://narashikanko.or.jp/business/>

(2) 参加資格要件

参加事業者の資格要件は次のとおりです。

- ①奈良市・奈良市企業局物品購入等入札参加者のうち、市内業者で入札参加希望種目がZ5（人材派遣業）に登録され多言語観光案内所の人材派遣を行っている者又は、過去3年間に奈良市内の観光案内業務の受注実績がある者で、入札参加停止の期間中でない者。
- ②令和5年6月1日から令和6年3月31日まで、無休で観光案内業務を実施する体制のある者。
- ③業務内容が別紙仕様書の仕様を満たしていること。
- ④地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- ⑤国税及び地方税を滞納していない者であること。
- ⑥会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による手続開始申立て及び民事再生法（平

成 11 年法律第 225 号) の規定による手続開始申立てがなされていない者 (会社更生法の規定による計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く)。

⑦暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第 2 号に掲げる暴力団、同条 6 号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行うものでないこと。

⑧銀行の取引停止、又は差押えを受けていない者であること。

(3) 質疑応答

本実施要領、仕様書等に関して質疑のある場合は、指定の質問書に質疑内容を記入の上、電子メールにより提出してください。

①受付期日及び送付先

受付期日：令和 5 年 5 月 10 日 (水) 正午まで

送付先：kyokai●narashikanko.or.jp (アドレスの●箇所を@に変えてください。)

②受付方法

メールの件名を「奈良市総合観光案内所多言語 (英語) 案内業務委託質問書」とし、【様式第 3 号】質問書を添付ファイルとして送信してください。

③質問に関する回答日

令和 5 年 5 月 12 日 (金) に、当協会ウェブサイト内「事業者の方へ」に掲載します。

〔URL〕<https://narashikanko.or.jp/business/>

④注意点

記名等がないものにはお答えできませんのでご了承ください。なお、口頭、郵送、FAX 等での質疑は受け付けません。

(4) 入札参加申込方法

この入札に参加する方は、事前に参加申込が必要です。

①提出書類

(ア)【様式第 1 号】一般競争入札参加申請書

(イ)【様式第 2 号】業務実績調書

※過去 3 年間 (令和 2 年度から令和 4 年度までに完了した業務) に受託した同種又は類似業務の実績を記述すること。また、それぞれの業務にかかる受注形態、内容等が判断できる資料 (契約書等) の写しを添付すること。

(ウ)会社概要 (様式自由)

(エ)法人登記簿謄本 (履歴事項全部証明書。発行後 3 か月以内のもの。複写物でも可。)

(オ)印鑑登録証明書 (発行後 3 か月以内のもの。)

(カ)奈良市・奈良市企業局入札参加資格審査申請要領による申請に基づく資格者でない者にあつては、次の納税証明書 (発行後 3 か月以内のもの。)

1. 奈良市内の事業者【奈良市市民税課で証明】 (奈良市外の事業者で市内に支店・営業所を有するものを含む。)

直近 2 年分の法人市民税及び固定資産税の納税証明書 (複写物でも可。)

2. 奈良市外の事業者【税務署で証明】

納税証明書 (その 3 の 3) (複写物でも可。)

- ②提出部数 各1部
- ③提出期間 令和5年5月10日（水）から令和5年5月16日（木）
（ただし、最終日の5月16日は正午必着）
- ④提出場所 公益社団法人奈良市観光協会 事務局
（奈良市三条本町8-1シルキア奈良2階）
- ⑤提出方法 持参または郵送
- ⑥その他
 - (ア)受付期間に申請書等を提出しない者は、この入札に参加することができません。
 - (イ)提出書類は、返却いたしませんのでご了承ください。
 - (ウ)申込書等の印鑑は、提出する印鑑証明書の印影と同じ「実印」を押印してください。
 - (エ)落札後の契約は、【様式第1号】一般競争入札参加申請書に記載された名義で行いますので、契約権限のある名義を使用するよう注意してください。
 - (オ)提出書類に関して、必要に応じて当協会から説明を求める場合があります。

(5) 入札参加承認

入札参加申請を行った者のうち、入札参加を承認する者には【様式第4号】入札参加承認書により、承認しないとした者にはその理由を示した【様式第5号】入札参加不承認書により、令和5年5月18日（木）までに通知します。

通知は、【様式第1号】一般競争入札参加申請書に記載された電子メールアドレスに送信します。

なお、入札参加申請を行った後に本件入札を辞退しようとする場合は、【様式第6号】辞退届に必要な事項を記載のうえ、令和5年5月19日（金）午後5時までに電子メールにて提出してください。

2. 入札及び開札

(1) 入札及び開札の日時及び場所

①入札の日時

令和5年5月23日（火）午後1時00分

※入札開始時刻になりますと、入札会場を閉鎖します。遅刻の場合は入札に参加することができませんのでご注意ください。

②開札の日時

入札締切後、直ちに同所で開札します。

③入札及び開札の場所

奈良市観光センター（NARANICLE 内）多目的スペース（奈良市上三条町23-4）

(2) 入札の条件

- ①この入札は、法令に定めるもののほか、この条件に定めるところによるものとします。
- ②入札保証金は、これを免除します。
- ③入札の方法は、持参入札とします。【様式第7号】入札書に金額を記載し、封筒に入れて封印し、封筒表面に「入札書」の文字、封筒裏面に事業者名を記載してください。
- ④入札時間に遅れた者は、入札に参加できません。
- ⑤入札会場への入場は、入札者又はその代理人のみとします。

- ⑥代理入札の場合は、必ず入札前に【様式第8号】委任状を提出してください。提出のない場合は入札できません。
- ⑦入札者の不正行為又は不正な行為を行ったおそれが非常に強いとき、その他の理由により、この入札を執行することが不相当であると認めるときは、執行を取り止めることがあります。また、入札執行中においても落札決定を保留し、さらに入札執行後においても落札決定を取り消す場合があります。
- ⑧提出した入札書は、その理由にかかわらず書換え、差換え又は撤回をすることができません。
- ⑨災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止し、又は入札期日を延期することがあります。
- ⑩入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。金額には、事業に係る全ての費用を含むものとします。なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とします。

3. 入札要領

- (1) 入札金額は奈良市総合観光案内所の人材派遣業務代金とします。
- (2) 入札金額に含むものは以下の内容とします。
 - ① 派遣職員人件費。
 - ② 派遣職員通勤交通費。
 - ③ 派遣職員の派遣前研修費用。
 - ④ 本事業にかかる消耗品費。
 - ⑤ 派遣職員の採用活動経費。
 - ⑥ 営業・雇用管理費。
 - ⑦ その他入札者が必要と考える費用。
- (3) 入札金額は、上記(2)を踏まえた派遣職員1名1時間当たりの金額（円単位・消費税別）とする。提出書式は【様式第7号】入札書を使用すること。
- (4) 入札当日持参するもの
次のものを持参してください。なお、持参されない場合は、入札に参加できないこともありますので、ご注意ください。

- ①【様式第4号】入札参加承認書
- ②【様式第7号】入札書
- ③【様式第8号】委任状

※入札者本人の「実印」を押印したもの。代理の方が入札する場合に必要となります。

(5) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とします。

- ①入札参加資格のない者のした入札
- ②郵便、電報又はFAX等による入札

- ③代理人による入札で委任状の提出がないもの
- ④入札書に入札金額、委託件名の表示又は記名押印を欠く入札
- ⑤入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
- ⑥同一入札について入札者又はその代理人が2名以上の入札をした場合におけるその全部の入札
- ⑦入札金額を訂正した入札
- ⑧入札に際して公正な入札の執行を害する行為があったと認められる入札
- ⑨その他入札に関する条件に違反した入札

(6) 落札者の決定方法

- ①入札者中、予定価格以内の最低価格の入札者をもって落札者とします。
- ②落札者となるべき同一の価格の入札者が2人以上あるときは、直ちに「くじ」で決定いたします。
- ③開札した場合において、入札参加者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限以下の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行います。入札参加者又は代理人が開札に立ち会わない場合は、再入札に参加する意思がないものとみなします。また、前記「(5) 入札の無効」の各号に該当する無効入札をした者は、再入札に加わるできません。
なお、入札は再入札と合わせて2回までとし、落札者のない場合は、最終入札において有効な入札を行った者と交渉を行うことがあります。

(7) その他注意事項

- ①その他の詳細は、本実施要領及び仕様書によりますので、熟読のうえ入札に参加してください。
- ②本実施要領に定めのないものは、関係法令等によるものとします。
- ③入札手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。
- ④全ての提出書類の作成・提出に係る費用は、入札者の負担とします。
- ⑤提出期限後における提出した入札参加申請書類の差換え及び再提出は認めません。
- ⑥入札日の前日までの間において、提出書類に関し当協会から説明を求められた場合、事業者はこれに応じることとします。
- ⑦全ての提出書類は返却しません。

4. 問い合わせ先

公益社団法人奈良市観光協会担当：仲嶌

所在地 〒630-8122 奈良市三条本町 8-1 シルキア奈良 2階

連絡先 電話 0742-30-0230 (平日 9:00~17:45)、FAX 0742-30-0231

電子メールアドレス kyokai●narashikanko.or.jp

(アドレスの●箇所を@に変えてください。)